

特定行為に係る看護師の研修制度の概要



厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

2025年に向けた医療提供体制の改革

2025年：団塊の世代が75歳以上 《国民の3人に1人が65歳以上・5人に1人が75歳以上》

〔高齢化の進展に伴う変化〕

- ・ 慢性疾患、複数の疾病を抱える患者が増える
- ・ 手術だけでなく、その後のリハビリも必要となる患者が増える
- ・ 自宅で暮らしながら医療を受ける患者が増える



医療介護総合確保推進法による改革の主な内容

〔地域における質の高い医療の確保、質の高い医療を確保するための基盤の整備〕

- ・ 医療機関の医療機能の分化・連携、在宅医療の充実
- ・ 医師・看護師等の確保対策、医療機関の勤務環境改善、**チーム医療の推進**
- ・ 医療事故調査の仕組みの創設 等



改革の方向性

- ① **高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、**
- ② 患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れるようにする

チーム医療の推進

医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、「チーム医療」を推進し、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供していきます。

医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し

特定行為を行う看護師の研修制度の創設

平成27年10月施行

- ・ 診療の補助のうち一定の行為を「特定行為」として明確化
- ・ 医師・歯科医師が作成する手順書により特定行為を行う看護師の研修制度を創設

診療放射線技師の業務範囲の見直し

- ・ 放射線の照射等に関連する行為（造影剤の血管内投与等）を業務範囲に追加
- ・ 病院又は診療所以外の場所で、健康診断として胸部X線撮影を行う場合には、医師・歯科医師の立会いを不要とする

臨床検査技師の業務範囲の見直し

- ・ 検査のための検体採取（鼻腔拭い液による検体採取等）を業務範囲に追加

歯科衛生士の業務実施体制の見直し

- ・ 歯科衛生士が予防処置を実施する際には、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととする

各医療従事者が専門性を発揮しつつ連携

患者の状態に応じた適切な医療を提供

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

制度の目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

◆ 研修を受けるとこのようになります

脱水を繰り返すAさんの場合

特定行為：脱水症状に対する輸液による補正

研修 受講前

医師

Aさんの診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

看護師

医師にAさんの状態を報告

医師

医師から看護師に点滴を実施するよう指示

看護師

点滴を実施

看護師

医師に結果を報告

研修 受講後



医師

Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示

看護師

Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う

手順書に示された

病状の
範囲内



手順書によりタイムリーに

点滴を
実施



医師に結果を報告

病状の範囲外

医師に報告

①特定行為及び特定行為区分

特定行為

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして別紙に掲げる38行為であること。

（改正後の法第37条の2第2項第1号、特定行為研修省令第2条及び別表第1関係）

特定行為区分

特定行為区分は、特定行為の区分であって、別紙のとおり21区分であること。

（改正後の法第37条の2第2項第3号、特定行為研修省令第4条及び別表第2関係）

【別紙】特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

特定行為区分	特定行為
創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時的投与
	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

②手順書

手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録※¹であって、次に掲げる事項が定められているものであること。

- (1) 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- (2) 診療の補助の内容
- (3) 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者※²
- (4) 特定行為を行うときに確認すべき事項
- (5) 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- (6) 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

※¹ 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

※² 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者とは、当該手順書が適用される患者の一般的な状態を指し、実際に手順書を適用する場面では、医師又は歯科医師が患者を具体的に特定した上で、看護師に対して手順書により特定行為を行うよう指示をする必要があること。

手順書による指示のイメージ

指示

< 指示 >

- ・患者の特定
- ・特定行為を実施する看護師の特定
- ・処方内容
(薬剤に関連する行為の場合)
- ・どの手順書により特定行為を行うのか

ほか

「直接動脈穿刺法による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
○当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要となりうる患者
○看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる(SpO_2 呼吸回数、血圧、脈拍等) 意識レベルの低下(GCS●点以下又はJCS●桁以上)が認められる
○診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
○特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
○医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	①平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する ②休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
○特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する(結果が出たら速やかに報告)

(参考) 特定行為に係る手順書例集

厚生労働省ウェブサイト

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000112464.pdf>

③特定行為研修

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であって、特定行為区分ごとに特定行為研修の基準に適合するもの。

(改正後の法第37条の2第2項第4号、特定行為研修省令第5条並びに別表第3及び別表第4関係)

- 特定行為研修は、次に掲げる研修により構成される。

「共通科目」

全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修



「区分別科目」

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

- 共通科目の各科目及び区分別科目は、講義、演習又は実習により行う。
- 共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行う。

特定行為研修の受講者

- 特定行為研修の受講者としては、概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師が想定される。

ただし、これは3～5年以上の実務経験を有しない看護師の特定行為研修の受講を認めないこととするものではない。

- 概ね3～5年以上の実務経験を有する看護師とは、所属する職場において日常的に行う看護実践を、根拠に基づく知識と実践的経験を応用し、自律的に行うことができるものであり、チーム医療のキーパーソンとして機能することができるものである。

④指定研修機関

【指定の基準】

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するものをいう。

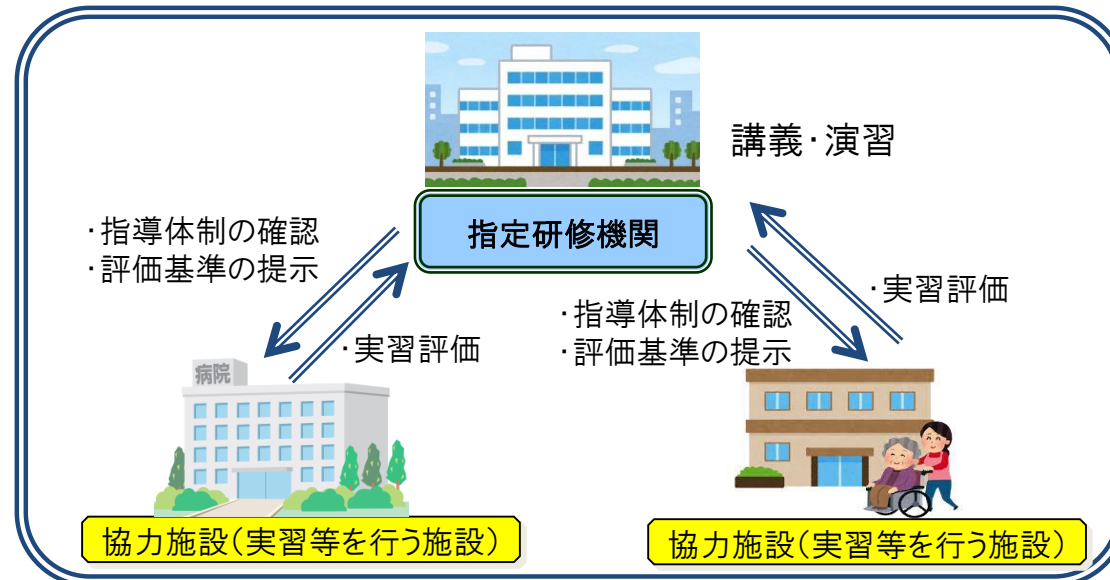
＜指定の基準＞

- (1) 特定行為研修の内容が適切であること。
- (2) 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- (3) 特定行為研修の責任者を適切に配置していること。
- (4) 適切な指導体制を確保していること。
- (5) 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- (6) 実習を行うに当たり患者に対する説明の手順を記載した文書を作成していること。
- (7) 特定行為研修管理委員会を設置していること。

【協力施設と連携協力して特定行為研修を行う場合の体制】

- ・協力施設において、実施責任者を配置
- ・指定研修機関と協力施設との緊密な連携体制を確保
- ・指定研修機関と協力施設との間で、指導方針の共有
- ・関係者による定期的な会議の開催等

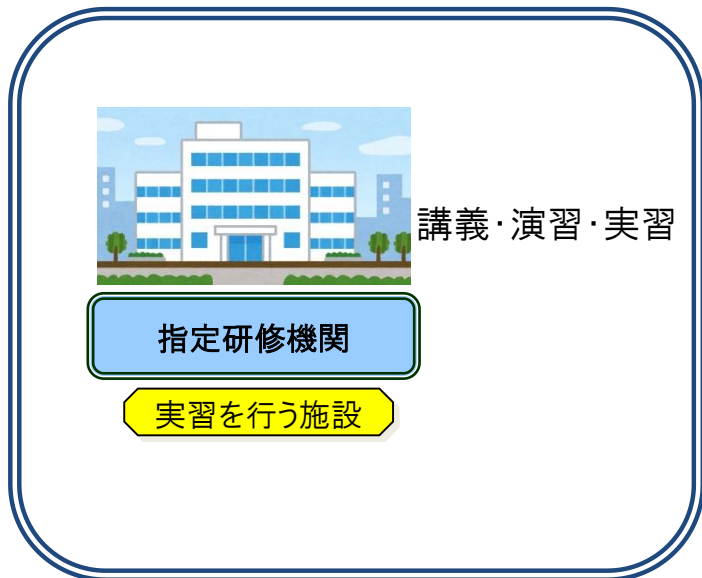
＜指定研修機関以外で一部の講義、演習又は実習を実施する場合＞



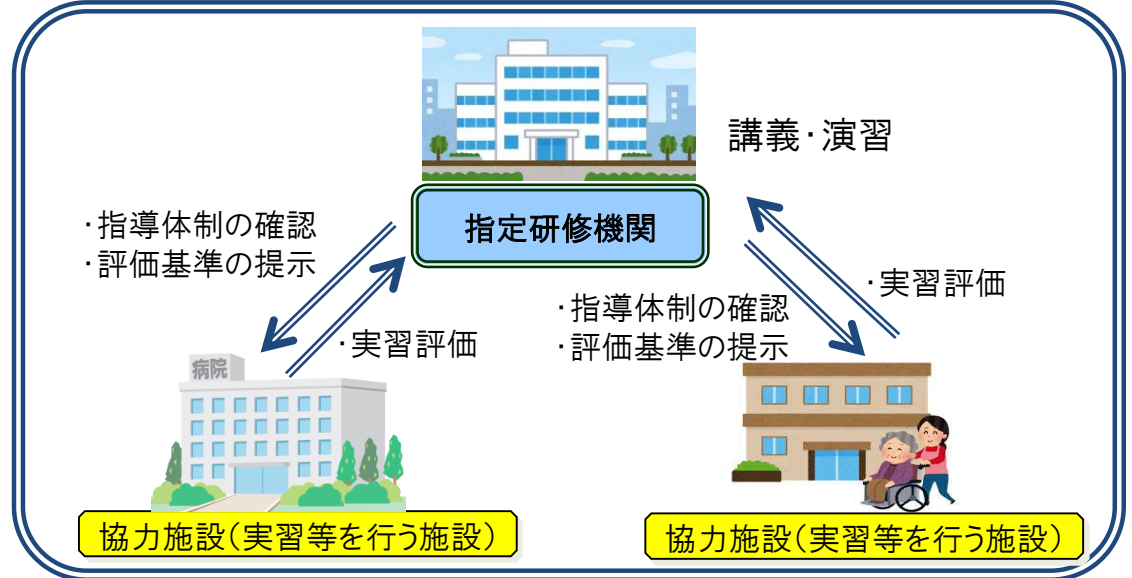
就業しながらでも受講が可能

- 指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義、演習又は実習を行うことが可能。
- 講義・演習は、印刷教材等による授業、メディアを利用した授業など、大学通信教育設置基準（第3条第1項及び第2項）に定める方法で実施することが可能。

＜指定研修機関で全てを実施する場合＞



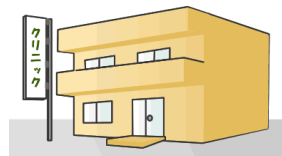
＜指定研修機関以外で一部の講義、演習又は実習を実施する場合＞



○ 実習は、受講生の所属施設等での実施も可能。



病院



診療所



介護老人保健施設

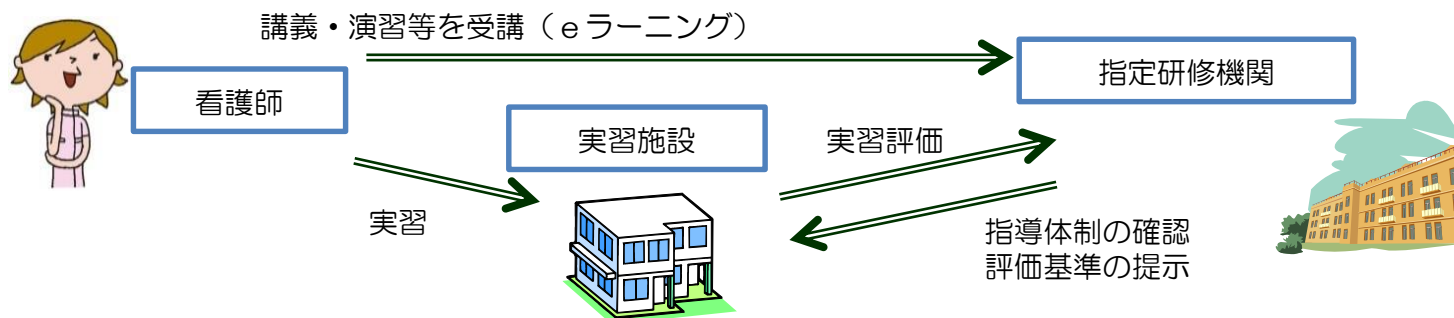


訪問看護ステーション

指定研修機関におけるeラーニングを活用した研修の実施状況

研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関は、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は共通科目と区分別科目で構成され、講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



eラーニングの活用状況	指定研修機関数	導入率
共通科目で活用している	105 (113機関中)	92.9%
区分別科目で活用している	83 (113機関中)	73.4%
共通科目で活用している(大学院修士課程を除く)	102 (104機関中)	98.0%
区分別科目で活用している(大学院修士課程を除く)	81 (104機関中)	77.8%

指導者について

- ・原則として、指導時間を十分に確保していること。
- ・共通科目の各科目及び区分別科目ごとに適切な職種・人数が確保されていること。

【共通科目】

医師、歯科医師、薬剤師又は看護師。少なくとも医師を含む。

【区分別科目】

医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者。
少なくとも医師を含む。

- ・指導に必要な経験及び能力を有しているものであること。

【区分別科目の医師又は歯科医師の指導者】

臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有する。

【看護師の指導者】

特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者

【指導者】

特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましい。

指定研修機関の申請パターン(イメージ)

【単独型】

- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営および、講義・演習・実習のすべてを行う。

- カリキュラムの作成
- 研修実施体制整備
- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理
- 講義・演習の実施および評価
- 指定研修機関の指定申請および年次報告などの事務処理等

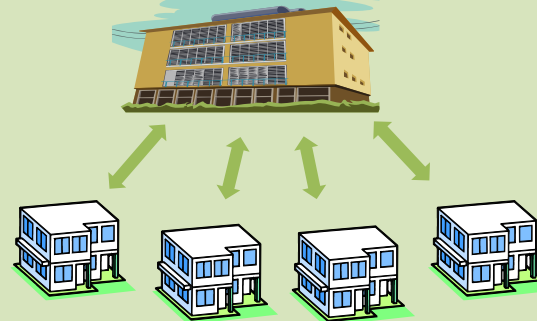
指定研修機関



【協力型】

- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営を行う。
- ◆ 指定研修機関と協力して複数の施設で講義・演習・実習を行う。

指定研修機関



実習等を協力して行う施設

(例)

- カリキュラムの作成
- 研修実施体制整備
- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理
- 講義・演習の実施

等

(例)

- 実習の実施、評価 等

参考：指定研修機関における事務の委託について

指定研修機関が、当該機関の所属する団体等に、研修の管理・運営に係る事務の一部を委託することが可能。（事務の委託の範囲は問わない）

指定研修機関



指定研修機関



指定研修機関



指定研修機関



事務の一部の委託

団体本部 等



(例)

- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価 等

(例)

- 指導者の確保に係る手続き
- カリキュラムの作成
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理
- 受講者の募集に係る手続き
- 指定研修機関の指定申請及び変更の承認に係る申請

等

⑤ 留 意 事 項

- 特定行為以外の医行為と同様に、特定行為の実施に当たり、医師又は歯科医師が医行為を直接実施するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が行う。
- 本制度は、従来の診療の補助の範囲を変更するものではなく、従前通り、看護師は、医師又は歯科医師の指示の下、特定行為に相当する診療の補助を行うことができるが、引き続き、これを適切に行うことができるよう、病院等の開設者等は、人材確保法の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮等を講ずるよう努めること。また、看護師は、保助看法及び人材確保の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めること。

○ 特定行為研修を修了した看護師は、実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為を行う医療現場において、安全に行うことができるよう、知識及び技能に関して事前の確認を受けることが望ましい。

また、特定行為を行う医療現場においては、既存の医療に関する安全管理のための体制等も活用しつつ、特定行為の実施に関して以下を行うことが望ましい。

(1)実施開始前に、使用する手順書の妥当性を検討する。

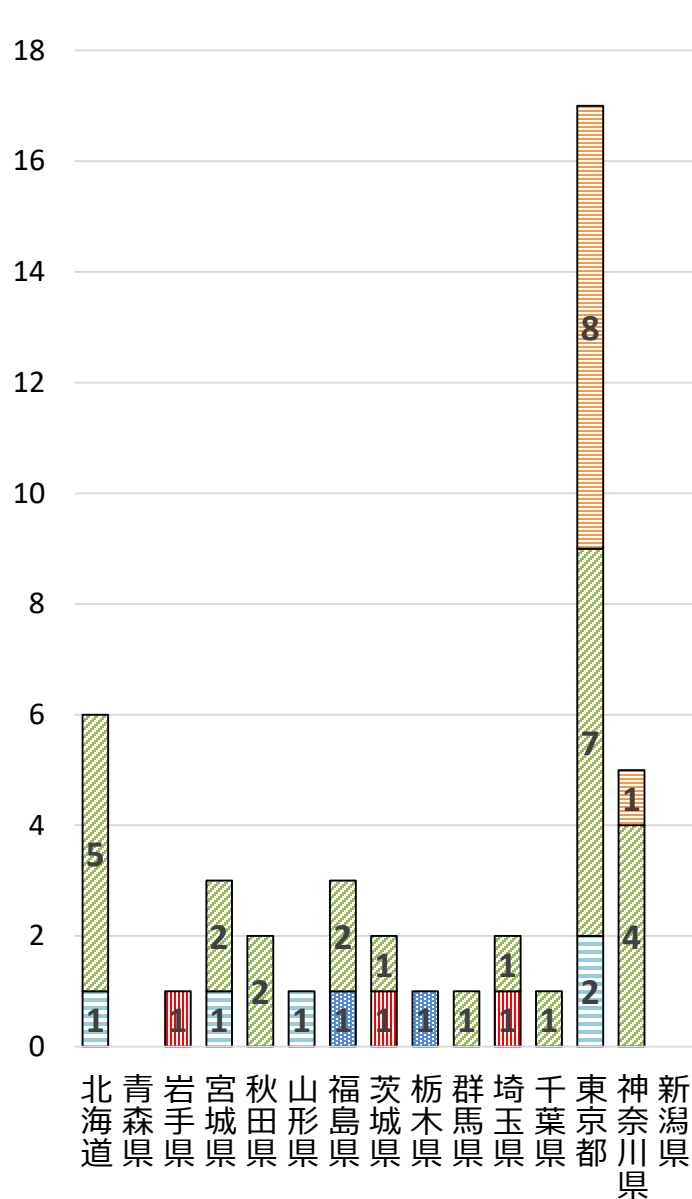
(2)実施後に、定期的に手順書の妥当性の検証や特定行為の実施に係る症例検討等を行う。

○ 特定行為を行う個々の医療現場においては、当該看護師が特定行為研修の修了者であることが、患者、家族、医療関係者等にわかるよう配慮する。

参考資料

特定行為研修を行う指定研修機関の状況

都道府県別指定研修機関数



施設の種別別指定研修機関数

大学	大学院	大学病院	病院	医療関係団体等	専門学校	総計
10	9	10	72	11	1	113機関
9%	8%	9%	64%	10%	1%	100%

大学 大学院 大学病院 病院 医療関係団体等 専門学校

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（1／3）（39都道府県113機関（2019年2月現在））

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日	所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
北海道	旭川赤十字病院	2区分	2018/2/19	群馬	公益財団法人脳血管研究所 附属美原記念病院	1区分	2016/8/4
	医療法人社団 エス・エス・ジェイ 札幌整形循環器病院	3区分	2018/8/30	埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	13区分	2015/10/1
	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学 研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1		学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	7区分	2016/2/10
	清水赤十字病院	1区分	2019/2/21	千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院 看護師特定行為研修センター	3区分	2016/2/10
	社会医療法人恵和会 西岡病院	1区分	2017/8/2		一般社団法人 日本慢性期医療協会	9区分	2015/10/1
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	8区分	2018/2/19	東京	医療法人財団慈生会 野村病院	1区分	2018/2/19
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度 看護研修センター	7区分	2015/10/1		医療法人社団永生会	2区分	2017/8/2
	石巻赤十字病院	4区分	2019/2/21		医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
宮城	医療法人 浄仁会 大泉記念病院	2区分	2019/2/21		学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学 研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院 健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10		学校法人国際医療福祉大学国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1
					公益財団法人日産厚生会玉川病院	5区分	2019/2/21
秋田	秋田赤十字病院	1区分	2018/8/30		公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修セン ター	21区分	2015/10/1
	社会医療法人青嵐会 本荘第一病院	1区分	2018/2/19		公益社団法人日本看護協会	14区分	2015/10/1
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科 看護学専攻	16区分	2017/2/27		社会医療法人 河北医療財団 河北総合病院	3区分	2017/2/27
					社会医療法人社団正志会 花と森の東京病院	1区分	2019/2/21
福島	医療法人 平心会 須賀川病院	6区分	2016/8/4		社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院	7区分	2017/8/2
	公益財団法人星総合病院	4区分	2016/2/10		セコム医療システム株式会社	10区分	2017/8/2
	公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27		独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	14区分	2016/8/4		独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院	7区分	2018/8/30		日本赤十字社	5区分	2018/2/19
栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	20区分	2015/10/1		武蔵野赤十字病院	5区分	2018/2/19

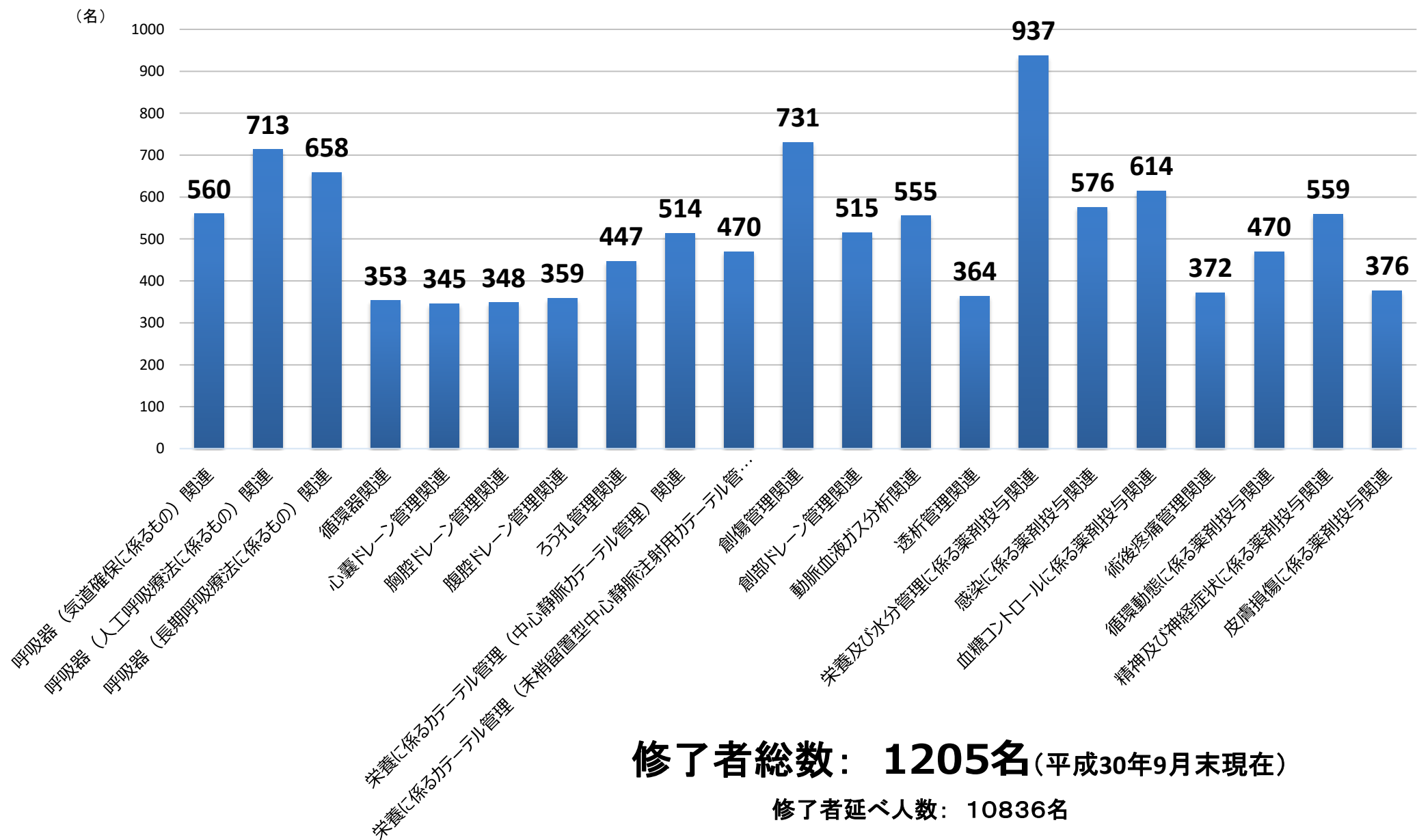
看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（2／3）（39都道府県113機関（2019年2月現在））

所在地	指定研修機関名	区分数	指定日	所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
神奈川	医療法人五星会 菊名記念病院	1区分	2017/8/2	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	1区分	2018/8/30
	医療法人横浜柏堤会 戸塚共立第1病院	1区分	2017/8/2		県北西部地域医療センター 国保白鳥病院	1区分	2019/2/21
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院	9区分	2017/8/2	静岡	学校法人 聖隷学園 聖隷クリストファー大学	1区分	2018/8/30
	独立行政法人労働者健康安全機構	8区分	2019/2/21		公益社団法人有隣厚生会富士病院	11区分	2018/8/30
	横浜国立大学 横浜市立みなと赤十字病院	2区分	2019/2/21		国立大学法人浜松医科大学 浜松医科大学医学部附属病院	8区分	2019/2/21
富山	医療法人社団藤聖会 富山西総合病院	1区分	2018/8/7	愛知	医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター	1区分	2019/2/21
	富山県立中央病院	4区分	2019/2/21		学校法人愛知医科大学愛知医科大学大学院 看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	南砺市民病院	2区分	2019/2/21		学校法人 藤田学園 藤田医科大学大学院保健学研究科保健学専攻	21区分	2015/10/1
石川	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	2区分	2017/8/2		学校法人 藤田学園 藤田医科大学病院	6区分	2019/2/21
	公立能登総合病院	1区分	2017/2/27		国立大学法人名古屋大学 名古屋大学医学部附属病院	13区分	2019/2/21
	公立松任石川中央病院	4区分	2017/8/2	滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	10区分	2016/2/10
	国民健康保険小松市民病院	2区分	2017/8/2	京都	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	7区分	2015/10/1
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	7区分	2016/8/4	大阪	医療法人藤井会石切生喜病院	2区分	2019/2/21
福井	学校法人 新田塚学園 福井医療大学	3区分	2016/8/4		公益社団法人 大阪府看護協会	13区分	2018/2/19
	市立敦賀病院	1区分	2018/8/30		公立大学法人大阪市立大学	6区分	2017/2/27
長野	伊那中央病院	4区分	2018/8/30		社会医療法人愛仁会	10区分	2016/2/10
	学校法人佐久学園 佐久大学大学院看護学研究科 看護学専攻	8区分	2018/2/19		社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
	社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	4区分	2019/2/21		社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会 泉南医療福祉センター	2区分	2019/2/21
岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	1区分	2018/8/30	兵庫	医療法人社団慈恵会新須磨病院	2区分	2018/8/30
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	1区分	2018/8/30		学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	11区分	2017/2/27
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	1区分	2018/8/30		姫路赤十字病院	5区分	2018/2/19
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	4区分	2018/8/30	奈良	公立大学法人奈良県立医科大学	10区分	2015/10/1
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	2区分	2018/8/30				

看護師の特定行為研修を行う指定研修機関（3／3）（39都道府県113機関（2019年2月現在））

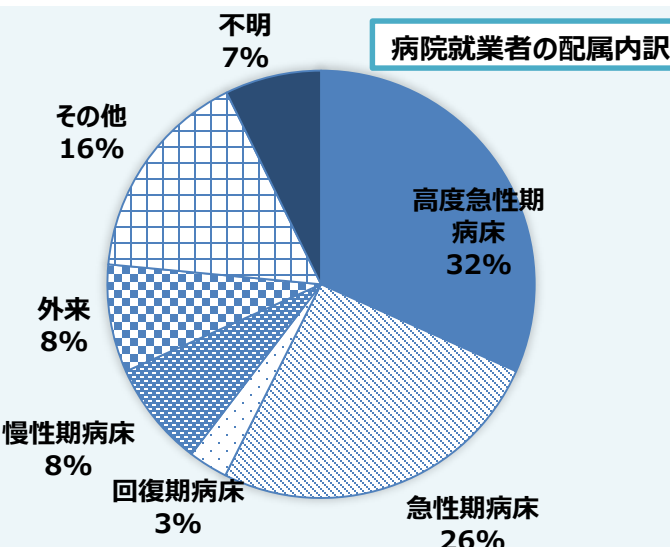
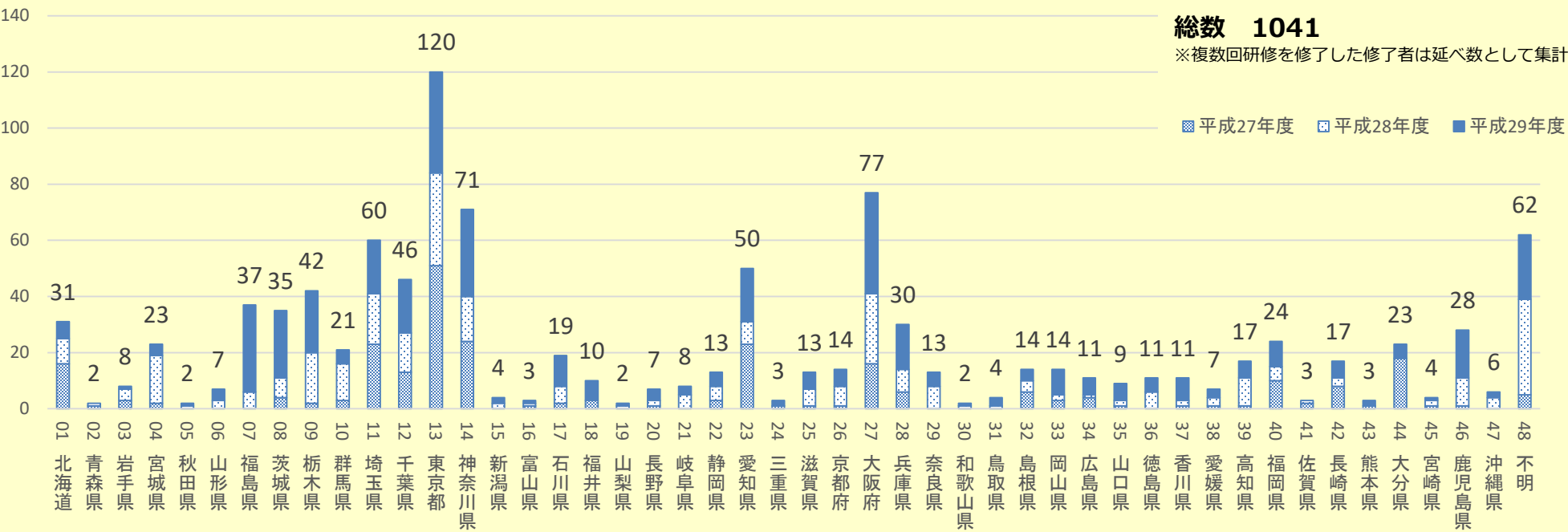
所在地	指定研修機関名	区分数	指定日	所在地	指定研修機関名	区分数	指定日
和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	6区分	2017/2/27	大分	公立大学法人 大分県立看護科学大学大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
	日本赤十字社和歌山医療センター	3区分	2019/2/21		社会医療法人敬和会 大分岡病院	2区分	2018/8/30
鳥取	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	5区分	2018/2/19	鹿児島	公益財団法人慈愛会 今村総合病院	2区分	2019/2/21
	鳥取赤十字病院	5区分	2019/2/21		国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	8区分	2016/8/4
島根	松江市立病院	2区分	2019/2/21	沖縄	医療法人沖縄徳洲会 南部徳洲会病院	2区分	2018/8/30
	松江赤十字病院	1区分	2019/2/21		国立大学法人琉球大学医学部附属病院	2区分	2018/2/19
岡山	学校法人 川崎学園	13区分	2017/2/27		社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	3区分	2018/2/19
広島	国立大学法人 広島大学病院	6区分	2019/2/21				
山口	医療法人茜会 ウエストジャパン看護専門学校	2区分	2019/2/21				
	総合病院 山口赤十字病院	2区分	2018/2/19				
香川	高松赤十字病院	4区分	2018/2/19				
	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	3区分	2017/2/27				
高知	社会医療法人 近森会 近森病院	3区分	2016/8/4				
福岡	社会医療法人 共愛会 戸畑共立病院	1区分	2018/2/19				
	社会医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	2区分	2017/8/2				
	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	2区分	2017/8/2				
	福岡赤十字病院	5区分	2018/8/30				
佐賀	社会医療法人謙仁会 山元記念病院	1区分	2018/8/30				
	社会医療法人 祐愛会織田病院	1区分	2017/8/2				
	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	3区分	2019/2/21				
熊本	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	3区分	2019/2/21				

特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



都道府県別 特定行為研修修了者就業状況

(平成30年3月現在 看護課調べ)



【就業場所別修了者数】

就業場所	修了者総数	割合	2017年度 修了者	2016年度 修了者	2015年度 修了者
病院	870	84%	373	270	227
診療所	11	1%	2	4	5
訪問看護 ステーション	47	5%	29	14	4
介護施設	15	1%	6	5	4
その他	36	3%	10	8	18
不明	62	6%	23	34	5
総数	1041名	100%	443名	335名	263名

特定行為研修の指導者育成について

- 特定行為研修の指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいとされている。（「保健師助産看護法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」医政発0317第1号）
- 特定行為研修指導者講習会を開催する場合は、「看護師の特定行為研修にかかる実習等の指導者研修の開催の手引き」を参考にすること。
- 平成31年度の特定行為研修指導者講習会（厚生労働省委託）は、準備が整い次第、厚労省HPに掲載させていただきます。

■ 平成30年度 指導者リーダー養成研修会 開催実績

- ・ 指導者講習会を開催する者
- ・ 指導者講習会で講師をする者を育成するための講習会

開催日時：7/8、12/9
実施者：全日病



北海道

セコム医療システム株式会社(3/10)

滋賀県

国立大学法人 滋賀医科大学(2/24)

大阪府

一般社団法人 日本慢性期医療協会(8/25)

兵庫県

セコム医療システム株式会社(1/13)

岡山県

公益社団法人 全日本病院協会(11/17)

熊本県

公益社団法人 全日本病院協会(9/16)

福岡県

公益社団法人 全日本病院協会(7/22)

■ 平成30年度 指導者講習会開催実績

福島県

公益社団法人 全日本病院協会(9/2)

長野県

学校法人 佐久学園(10/6,11/18,12/8)

栃木県

学校法人 自治医科大学(12/22,1/14)

東京都

公益社団法人 全日本病院協会(9/29,30 11/3,4)
一般社団法人 日本慢性期医療協会 (2/23)
学校法人 国際医療福祉大学(3/10)
セコム医療システム株式会社(2/10)
独立行政法人地域医療機能推進機構(10/20、3/2)

沖縄県

国立大学法人 琉球大学(11/4)

愛知県

学校法人 国際医療福祉大学(3/23)

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

平成31年度予算案 491,541千円（平成30年度予算額 346,820千円）

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修を修了した看護師を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- 特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援を実施。
- また、特定行為研修制度の普及・理解促進や研修受講者の確保のため、研修に関する情報共有・情報発信を行う。

事業概要

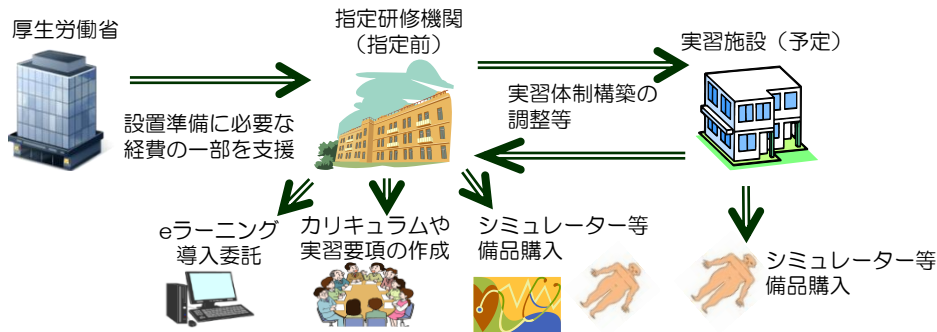
看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

予算案 145,371千円（95,102千円）

【1施設あたり基準額 5,008千円（4,468千円）】

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

導入促進支援事業（指定研修機関指定前の補助）



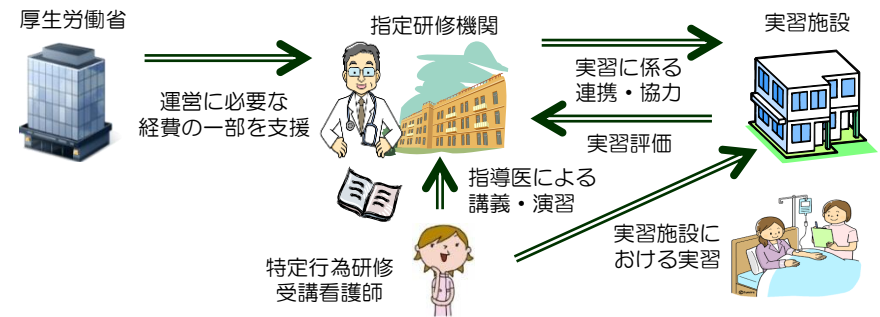
看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

予算案 334,485千円（251,718千円）

【1施設あたり基準額 4,954千円（4,954千円）】

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導者に係る経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費などの支援を行う。

運営事業（指定研修機関指定後の補助）



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業【新規】

予算案 11,685千円（0千円）

①研修機関間の情報共有、研修機関の拡大事業

- ・ 目的：指定研修機関の情報共有や特定行為研修の普及・促進
- ・ 概要：医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウムの開催
- ・ 委託先：公募により選定した団体

②研修受講者確保事業

- ・ 目的：特定行為研修修了者を確保するため、看護師が研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整備する
- ・ 概要：指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、特定行為研修のポータルサイトを設置・運営
- ・ 委託先：公募により選定した団体

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

平成31年度予算案 58,088千円（平成30年度予算額 58,088千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効果的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担など、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

- ・ 目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施
- ・ 委託先：公募により選定された団体
- ・ 備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省



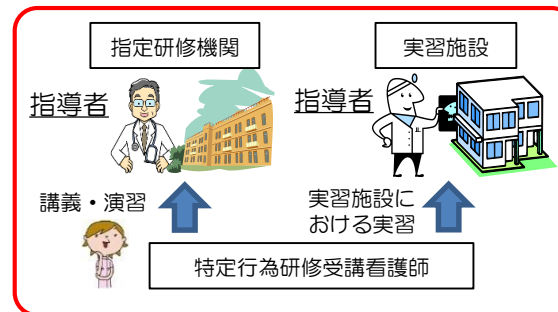
公募により選定

指導者講習会の
実施に必要な
経費を支援

委託先団体



指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



○指導者リーダー育成

- ・ 目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 委託先：公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ・ 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ・ 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ・ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ・ 調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

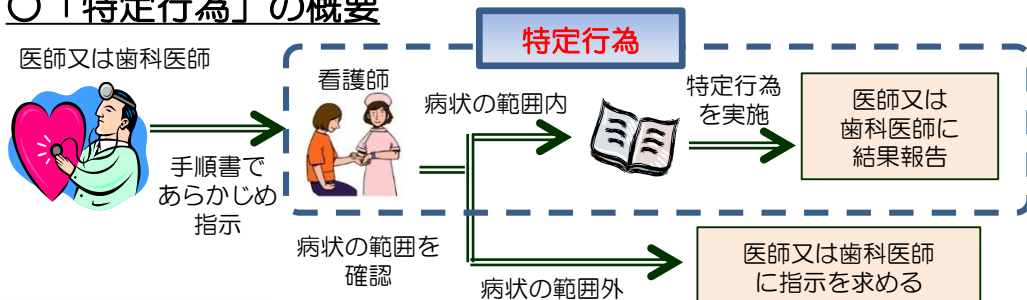
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業(医療提供体制施設整備交付金のメニュー事業)

平成31年度予算案 医療提供体制施設整備交付金 104億円の内数
(平成30年度予算額 32億円の内数)

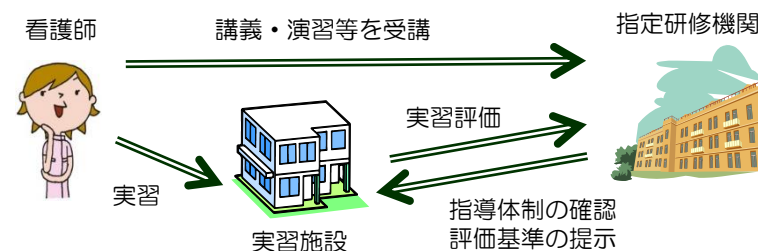
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の 判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



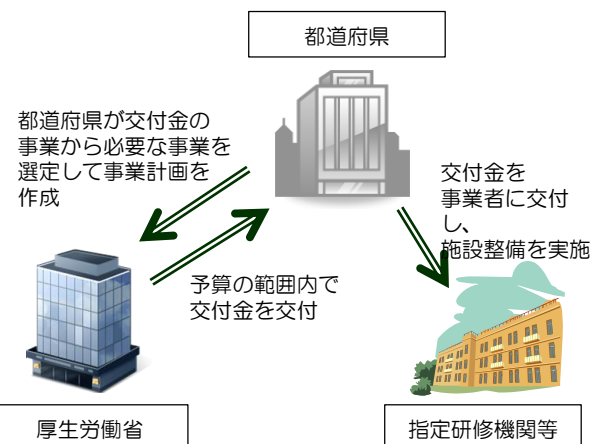
○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

- (交付先) 都道府県(指定研修機関等(予定を含む))
(対象経費) 研修を実施するためのカンファレンスルームやeラーニングの設置、研修受講者用の自習室等の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費
(調整率) 0.5



特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

(平成29年度実施状況・平成30年度計画)

看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査 (平成30年8月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る平成29年度の実施状況及び平成30年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

			平成29年度実施状況	平成30年度事業計画
事業実施都道府県数			21府県	34道県
実施事業数			33件	60件 (うち新規事業25件)
実施財源	地域医療介護総合確保基金		26件 (21県)	50件 (31県)
	地域医療介護総合確保基金以外		7件 (3県)	9件 (5県)
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	受講料等の費用	18件 青森県 ² 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、福島県 ² 、茨城県 ³ 、群馬県 ² 、富山県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、滋賀県 ³ 、奈良県 ³ 、鳥取県 ³ 、島根県 ³ 、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ³ 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³	27件 (新規7) 青森県 ² 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、福島県 ² 、茨城県 ³ 、栃木県 ³ 、群馬県 ² 、富山県 ³ 、石川県 ³ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、滋賀県 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ³ 、鳥取県 ³ 、島根県 ³ 、広島県 ³ ※、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ³ 、高知県、長崎県 ³ 、熊本県 ³ 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³
		代替職員雇用の費用	3件 茨城県 ³ 、島根県 ³ 、沖縄県 ³	7件 (新規4) 茨城県 ³ 、神奈川県 ² 、静岡県 ³ 、兵庫県 ¹ 、島根県 ³ 、広島県 ³ ※、熊本県 ³ 、沖縄県 ³
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等		1件 (新規1) 沖縄県 ³
	研修制度の普及促進等	ニーズ・課題等調査	5件 富山県、岐阜県、島根県、熊本県 ³ 、大分県 ³	10件 (新規4) 山形県 ³ 、群馬県 ² 、千葉県、富山県、岐阜県、島根県、佐賀県 ³ 、熊本県 ³ 、宮崎県
		症例検討・実践報告・研修会	3件 群馬県 ² 、岐阜県、島根県	5件 (新規2) 群馬県 ² 、石川県 ³ 、岐阜県、島根県、佐賀県 ³
		制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	4件 茨城県 ³ 、神奈川県 ³ 、富山県、岐阜県	7件 (新規6) 北海道 ² 、山形県 ³ 、福島県 ² 、岐阜県、岡山県 ³ 、広島県 ³ 、佐賀県 ³
		指定研修機関の取組み、効果の紹介		2件 茨城県 ³ 、島根県
	その他	その他 (協力施設への運営費の補助)		1件 (新規1) 静岡県 ³

〈都道府県名に上付けしている数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す〉 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業
※ 広島県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施している。

◆ H30年度事業計画例：指定研修機関に対する支援及び協力施設への支援（静岡県、沖縄県）

都道府県	事業名	事業概要
静岡県	特定行為研修運営事業費補助金	特定行為研修を開催する協力施設に対し、研修運営費の一部を補助する。
沖縄県	特定行為研修機関支援事業	県内で看護師特定行為研修を行う指定研修機関の設備整備等に必要な経費を補助する。(国庫補助対象外の部分を補助)

診療報酬(平成30年度改定)における特定行為研修の評価 (参考)

評価項目	特定行為研修において該当する区分
■ B001 糖尿病合併症管理料 糖尿病足病変ハイリスク要因を有する入院中の患者以外の患者であって、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた場合で医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月に1回に限り算定する。 糖尿病合併症管理料の要件である「適切な研修」	以下の2区分とも修了した場合 ○ 創傷管理関連 ○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
■ B001 糖尿病透析予防指導管理料 糖尿病の患者であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。 糖尿病透析予防指導管理料の看護師の要件である「適切な研修」	○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
■ C013 在宅患者訪問褥瘡管理指導料 重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。 在宅患者訪問褥瘡管理指導料の要件である「所定の研修」	○ 創傷管理関連
■ 特定集中治療室管理料1及び2 1回の入院について、当該治療室に入院させた連続する期間1回に限り算定できる。対象となる患者は、次に掲げる状態にあって、医師が特定集中治療室管理が必要であると認めた者。 ア 意識障害又は昏睡 イ 急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 ウ 急性心不全（心筋梗塞含む） エ 急性薬物中毒 オ ショック カ 重篤な代謝障害 キ 広範囲熱傷 ク 大手術後 ケ 救急蘇生後 コ その他外傷、破傷風等で重篤な状態 特定集中治療室管理料1及び2の施設基準で求める「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修」	以下の8区分をすべて修了した場合 ○ 呼吸器（気道確保に係るもの）関連 ○ 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ○ 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 ○ 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 ○ 循環動態に係る薬剤投与関連 ○ 術後疼痛関連 ○ 循環器関連 ○ 精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連

一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:11,546講座(平成30年10月時点)

①輸送・機械運転関係 6,242講座
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係 2,871講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 624講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 332講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 393講座
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 231講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 283講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 27講座
(技能検定等)

⑨その他 543講座
(大学院修士課程等)

- 指定研修機関が実施する**特定行為研修**を受講した者が教育訓練給付の支給を受けるためには、あらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要があります。指定を受けるための基準としては、例えば以下の基準等ありますので、申請を希望される場合は、厚生労働省HPに掲載の「教育訓練施設向けパンフレット」を事前に良くご確認ください。

【指定基準の例】

- ・一企業内の職業訓練の一環として自社内の社員のみを対象とする講座や、特定の会員のみ受講者を限定する講座は指定の対象とはなりません。
- ・一般教育訓練実施者が教育訓練事業を開始した日以降調査票提出日までに、定款等に記載の営業年度で実際に1営業年度以上の事業実績を有し、かつ、その間継続的に安定して運営されていること。

【参考】厚生労働省HP > 講座を運営する事業者(スクール)の方へ(一般教育訓練)>>「教育訓練施設向けパンフレット」掲載場所URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

- なお、現在、「人づくり革命基本構想」等を踏まえ、「一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する」ことが検討されています。

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#) > [医療分野のトピックス](#)
> **特定行為に係る看護師の研修制度**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#) > [医療分野のトピックス](#) > 特定行為に係る看護

健康・医療

特定行為に係る看護師の研修制度

- [施策紹介](#)
- [指定研修機関等について](#)
- [指導者講習会・指導者リーダー講習会](#)
- [指定研修機関の指定等の申請をお考えの方へ](#)
- [関連情報](#)
- [特定行為研修シンポジウム・意見交換会・説明会等](#)

このホームページは、平成27年10月1日に施行された特定行為に係る看護師の研修制度について紹介するものです。



看護師の
特定行為研修制度
ポータルサイト

特定行為研修制度
ポータルサイトもご覧ください

- トピックス
- 施策紹介
 - [制度に関するQ&A](#)
 - [リーフレットについて](#) 等
- [指導者講習会・指導者リーダー講習会](#)
- [指定研修機関について](#)
- [指定研修機関の指定の申請をお考えの方へ](#)
 - [指定申請等様式](#)
 - [指定申請等に関するQ&A](#) 等
- 関連情報
 - [医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会](#)
- [シンポジウム・意見交換会・説明会等](#)

健康

食品

医療

医療保険

水道

※地方厚生局のウェブサイトでも制度のご案内をしています。